平成 29 年第 1 回

中部知多衛生組合議員連絡会議

会 議 録

中部知多衛生組合

据 集 平成 29 年 12 月 22 日 (金) 開催場所 常滑市役所 4 階第 3 会議室 開 会 午 前 1 0 時 1 7 分 閉 会 午 前 1 0 時 2 5 分

◎議題

・中部知多衛生組合規約(第12条第3項)の変更について

◎出席議員(14名)

1番	久	世	孝	宏	2番	Щ	田	清	_
3番	澤	田		勝	4番	加	藤	美	幸
5番	Щ	本	半	治	6番	南		賢	治
7番	青	木	信	哉	8番	石	JII	義	治
10番	鈴	木	_	也	11番	盛	田	克	己
12番	加	藤	久	豊	13番	中	村	崇	春
14番	杉	江	繁	樹	15番	Ш	原	和	敏

◎欠席議員(1名)

9番森田義弘

◎説明のため出席した者の職氏名

管 理 者 片 岡 憲 彦 管 理 者 副 榊 原 純 夫 管 理 者 山 芳 輝 副 籾 副 管 理 者 山 田朝 夫 半田市副市長 辪 雄 堀 敬 武豊町副町長 永 田 尚 会 計 管 理 者 水 野 真 弓 場 長 浜 島 靖 主 任 本 桂 路 Ш 主 任 石][[収 常滑市環境経済部長 澤 田忠 明 半田市市民経済部長 笠 井厚 伸 武豊町生活経済部長 鬼 頭 研 次 常滑市生活環境課長 関 司 公 半田市クリーンセンター所長 近 藤 正 勝 武豊町生活経済部次長兼環境課長 中 野 満

◎ 議会事務局職員の出席者

書 記 森 芳 裕

午前10時17分 開会

 $\infty\infty\infty\infty\infty\infty\infty\infty\infty\infty\infty\infty\infty\infty\infty\infty\infty\infty$

議長(川原和敏) ただいまから平成29年第1回中部知多衛生組合議員連絡会議を開会いたします。「中部知多衛生組合規約(第12条第3項)の変更について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。場長。

場長(浜島 靖) ただ今議題となりました「中部知多衛生組合規約(第12条 第3項)の変更」につきまして、ご説明申し上げます。資料をご覧ください。

まず、1 施設の建替えに伴う負担率の経緯でございますが、当組合は常滑市、 半田市、武豊町の2市1町で昭和36年7月に設立し、人口割により経費を負 担して事務を開始し、同年12月に施設建設を着手いたしました。その後、昭 和47年11月に「し尿処理施設の増設に係る経費の分賦は、総額の10/100を均等 割、90/100を最近の国勢調査人口によりあん分するものとする。」と規約を変 更し、施設の老朽化及び収集量増に対処するため昭和47年12月に新施設建設 に着手いたしました。さらに、昭和58年8月には、収集量増と伊勢湾総量規 制に対処するため再度、新施設建設に着手したのち、昭和61年2月に竣工し、 現在に至っております。次に、2 経費の分賦方法の見直しでございます。組 合の経費の分賦方法についての見直しは、直近では平成25年度に受益者負担 の考えに基づきまして、市町間の公平性を保つため、第2項を均等割10/100、 人口割40/100、投入量割50/100から投入量割100/100へ変更いたしました。こ れは平成26年4月1日施行でございます。しかしながらその際に、第3項に ついては喫緊の課題ではないため、施設整備改修直前まで検討を続けること となりまして、今回見直しを行うものでございます。現在の第3項に規定さ れる経費の分賦方法につきましては、これまでの構成市町間における人口と 投入量が比例していたため、各市町の国勢調査人口を主としたあん分方法が 規定されておりますが、現在の状況におきましては、構成市町間における公 共下水道事業の整備の進捗状況等による違いから、人口と投入量が比例しな い状況となっております。1枚はねていただき、別紙をご覧ください。この グラフは、過去の実績と将来予測を基に市町別に人口と投入量の推移を表し たものです。実線が投入量、点線が人口となっております。いずれの市町も 投入量につきましては、平成2年ごろがピークとなり、以降、減少してきて おります。また、人口については微増していくものと推測されます。なお、 表中に記載はございませんが、平成3年に半田市と武豊町が公共下水道の供 用を開始し、常滑市については平成13年に供用を開始しております。恐れ入 りますが、資料1ページにお戻りください。このような状況から、第3項の 変更についても現行の負担割合であります「均等割10/100、人口割90/100(人 口は最近の国勢調査人口)」では、市町間の公平性が保たれているとは考え にくいため、公共下水道接続済人口を考慮した人口割に見直す必要がござい ます。ただし、今回の施設整備に関しましては、農業集落排水施設の浄化槽 汚泥を受け入れることにより国の交付金(交付対象事業費の1/3)を受けら れることから、農業集落排水接続済人口も考慮いたします。2ページをご覧 ください。3 人口割における人口の算定方法の変更でございます。変更後の 人口割における算定方法につきましては、現行の「最近の国勢調査人口」から

「住民基本台帳人口から公共下水道接続済人口及び農業集落排水接続済人口を除いた人口」と変更いたします。なお、平成30年度から起債償還終了予定であります平成で言いますと48年度までの施設整備に係る構成市町負担金総額見込みにつきましては、現行の負担割合にて算出いたしますと、下の「表の1(現行)」となり、変更後の負担割合にて算出いたしますと「表の2(変更案)」のとおりとなるものでございます。表の下、(参考)規約変更スケジュールをご覧ください。去る12月11日に構成市町長会議を開催し、規約変更につきましてご了承いただき、本日、執行部の考えとして組合議員の皆様に、ご説明させていただきました。今後は、各市町の平成30年第1回定例会に規約改正案として上程の運びとなっておりますのでご了承賜りますようお願いいたします。

- 議長(川原和敏) 説明は終わりました。ただいまの案件について、ご意見、 ご質疑等はございませんか。
- 1番(久世孝宏) 1点だけ確認させてください。公共下水道接続済人口というのは、実際に接続している人だけなのか。例えば、公共下水道の整備において、接続した人、していない人がその地域内にできます。接続できる人という考え方なのか、実際にその中で接続している人という数え方なのかどちらでしょうか。
- 場長(浜島 靖) 接続済人口というのは、地域内で実際に接続している人に なります。

議長(川原和敏) 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(川原和敏) 無いようですので、これをもちまして議員連絡会議を閉会 いたしたいと思います。ご苦労様でございました。

午前10時25分 閉会